

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 山形県二級河川の減災に係る取組方針



(遊佐町水防訓練)

平成29年11月27日

令和 4年11月10日 改定

令和 5年 7月31日 改定

山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会

〔 鶴岡市、酒田市、遊佐町、  
山形県、山形地方气象台 〕

# 1. はじめに

---

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川や渋井川において、堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

さらに、平成 28 年 8 月台風による北海道・東北豪雨では、中小河川において要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について～」が答申され、また、平成 29 年 1 月 11 日には、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のありかたについて」が答申された。

山形県の二級河川では、こうした答申を受け、地域住民の安全安心を担う 2 市 1 町（鶴岡市、酒田市、遊佐町）、山形県、山形地方気象台で構成される「山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を平成 29 年 5 月 30 日に設立するとともに、令和 3 年度までに各構成員が連携して取り組む事項について、取組方針を定めたところである。

（本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会である。）

一方で、平成 29 年 1 月 11 日の答申以降も、平成 29 年 7 月九州北部豪雨（花月川氾濫等）、平成 30 年 7 月西日本豪雨（小田川破堤等）、令和元年 10 月（台風 19 号）（千曲川破堤、阿武隈川破堤等）、令和 2 年 7 月豪雨（球磨川氾濫、最上川氾濫等）の大規模な洪水被害が毎年、発生し直轄河川で堤防決壊が生じる等、大規模な浸水被害や多数の孤立者が全国各地で発生した。

こうした状況を踏まえ、近年頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）が令和 3 年 5 月 20 日に施行された。この中では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、①避難情報のあり方の見直し（避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を発表）、②個別避難計画の作成（避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難）、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置（居住者等の安全な他の市町村への避難（広域避難））が示された。

また、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策を推進するため、全国の一級河川で「流域治水プロジェクト」の策定が進めら

れ、山形県の二級河川においても、令和3年8月31日に「山形県二級水系流域治水プロジェクト」を策定し、関係者で総力をあげて取り組んでいくこととしている。

今般、本協議会では、平成29年度から令和3年度までの取組の進捗状況、加えて災害対策基本法等の一部改正や流域治水プロジェクト等を踏まえ、令和4年度から8年度までの取組みを改めて検討し、取組方針の改定を行ったものである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本方針は、本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

## 2. 本協議会の構成員

---

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
鶴岡市 酒田市 遊佐町 気象庁 山形県	市長 市長 町長 山形地方気象台 台長 庄内総合支庁 総務企画部長 庄内総合支庁 建設部長
(オブザーバー) 山形県防災くらし安心部	防災危機管理課長
(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局河川部	

### 3. 二級河川の概要と主な課題

#### ■ 地形的特徴

田川地区の二級河川は、山間部を流れる上流部の河川勾配が1/200未満と急峻であり、降雨の影響を受けやすい。一方、飽海地区の二級河川は、河川勾配が緩やかなため洪水が流れにくい特徴がある。

また、県管理河川は流路延長が短い河川が多く、山地の降雨が短時間で平地に至り、洪水が一時に集中する特性を有していることから、短時間で浸水被害が生ずる。

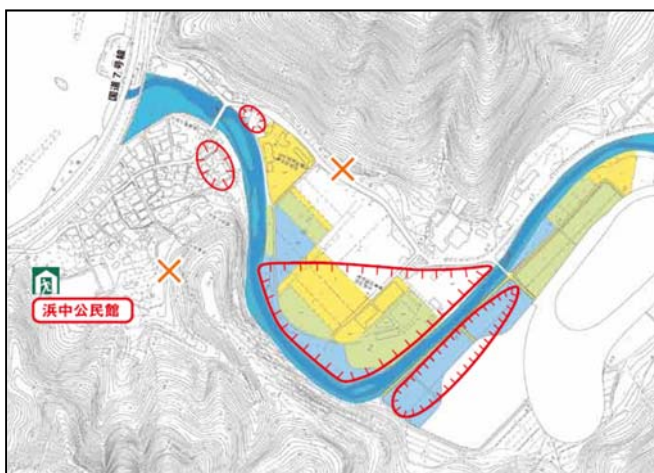
#### 二級河川の河幅・河川勾配の概要

(洪水予報河川・水位周知河川の水位観測所箇所数一覧表)

地区名		田川地区	飽海地区	計
河幅	100m以上	0	1	1
	50m～100m	0	3	3
	50m未満	6	2	8
	計	6	6	12
勾配	1/1000未満	0	1	1
	1/200～1/1000	0	5	5
	1/200以上	6	0	6
	計	6	6	12

※洪水予報河川・水位周知河川（10河川）の水位観測所（12箇所）の現況を分類した一覧表

田川地区の二級河川は流下型の氾濫となり、氾濫流の流速が早いため甚大な洪水被害が想定される。また、飽海地区の二級河川は拡散型の氾濫となり、広範囲な浸水により甚大な洪水被害が想定される。



庄内小国川  
(田川地区)

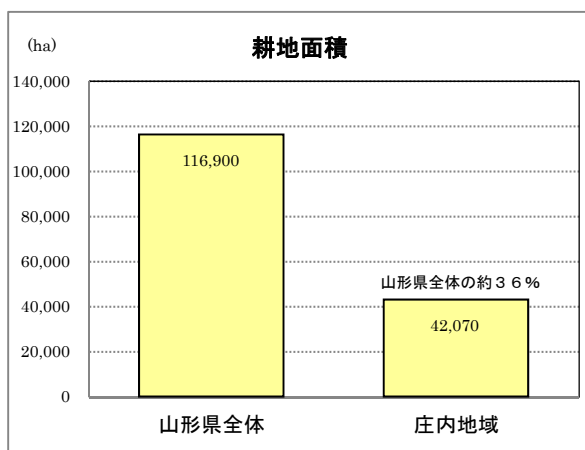
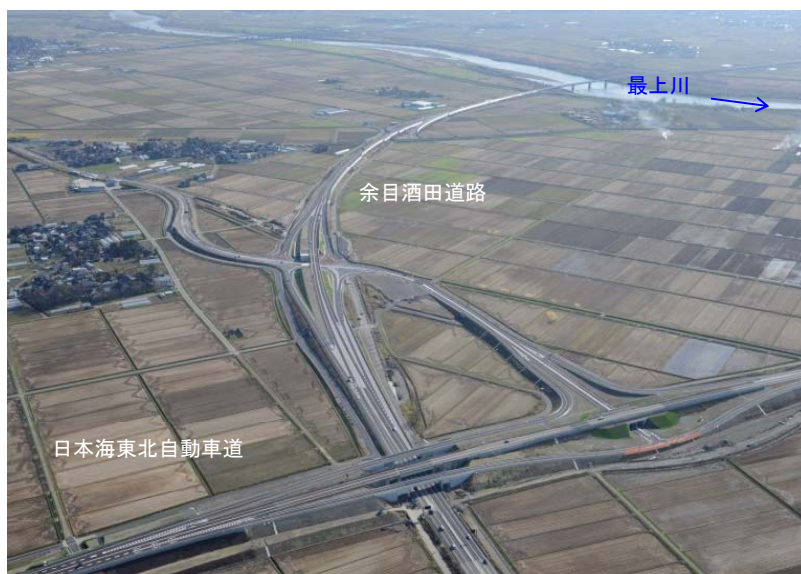


新井田川  
(飽海地区)

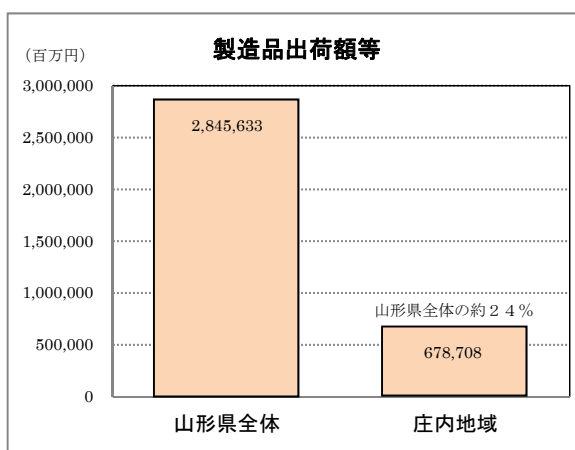
■ 二級河川流域の社会経済等の状況

田川地区の二級河川流域には約 1.1 万人、飽海地区の二級河川流域には約 3.0 万人が居住している。また、庄内地域における耕地面積は山形県全体の約 36%、製造品出荷額等は山形県全体の約 24%を占め、県内有数の農業地帯・工業地帯として重要な地域である。

現在、こうした地域は、一般広域道路である国道 7 号、47 号、112 号等で結ばれており、今後、日本海沿岸東北自動車道の全線開通により、更なる発展が期待されている。



耕地面積 (2020 年)  
(出典：農林水産統計)



製造品出荷額等 (2019 年)  
(出典：工業統計表)

一方、二級河川流域内には、沿川 3 市町の防災拠点である役場をはじめ災害拠点病院があるなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下等が懸念される。

このような状況から、二級河川流域に暮らす人々の命を守る避難行動や社会経済への影響低減、基幹交通・緊急輸送路の災害復旧に対する早期の道路機能回復、防災拠点の維持等の庄内平野を守る取組が急務となっている。



## ■ 過去の被害状況

近年では、二級河川において平成 23 年 6 月、8 月、平成 25 年 7 月や平成 30 年 8 月における大雨によりに護岸欠壊等の被害が発生している。また、令和 2 年 7 月豪雨では、二級河川では、主だった浸水被害は無かったものの、最上川中流・上流域を中心に、県内全域で浸水被害が発生している。



H25.7 月大雨 月光川



H25.7 月大雨 鼠ヶ関川

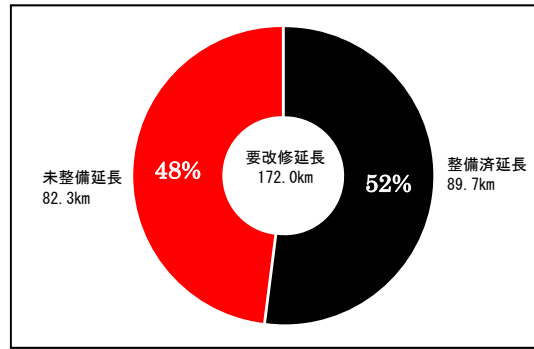


H30.8 月大雨 荒瀬川

## ■ 河川改修の状況

二級河川の河川改修の状況は、要改修延長が<sup>※</sup>172.0km に対し整備済延長が<sup>※</sup>89.7km、約 52% の整備率となっており、現在、令和 2 年 7 月豪雨を踏まえ、国の強靱化対策予算を活用し、整備を推進している。

また、重要水防箇所においては、流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念されることから、自然災害防止事業等により、必要な対策を講じている。



二級河川の整備状況  
(令和4年3月末時点)

重要水防箇所一覧 (令和4年度山形県水防計画)

二級河川 流域	河川 数	総数 (箇所)	理 由											
			堤防高		堤防断面		法崩れ・すべり		漏水		水衝・洗掘		工作物	
			A	B	A	B	A	B	A	B	A	B		
月光川	3	4	3		1									
日向川	4	9	1	2				1		2	2	1		
新井田川	3	5	2				1			1	1			
油戸川	1	1	1											
五十川	2	3		1		1						1		
岡町川	1	1												1
計	14	23	7	3	1	1	1	1		3	3	2		1

※理由A, Bの区分【A:最も重要な区間、B:次に重要な区間】

■ 想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図の公表

二級水系の県管理河川では、洪水浸水想定区域図作成対象10河川(洪水予報河川、水位周知河川)について、令和元年度までに作成し、各市町村においては、これを基としたハザードマップを作成、配布している。

■ 主な課題

- 地形的特徴から広範囲な浸水や氾濫流が速い浸水となるおそれがあり、避難指示等の発令タイミングや避難先の確保が難しい。
- 庁舎が浸水範囲内に立地しているため、浸水による防災機能の低下が懸念される。
- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害等に対し、実効的な流域治水プロジェクトをより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する必要がある。



## 4. 現状の取組状況及び課題

山形県の二級河川における減災対策について、各構成員で現状を確認し、課題を抽出した結果は、以下のとおりである。

### ① 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する現状と課題

<input type="checkbox"/> 現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。</li> </ul>	
<b>■ 課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内にある災害拠点病院との複数手段での情報伝達について、施設管理者との調整が必要である。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。</li> </ul>	2

### ② 情報伝達、避難計画等に関する現状と課題

<input type="checkbox"/> 現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の発令判断の目安となる洪水予報を山形地方気象台と山形県が共同発表しており、災害発生のおそれがある場合は、山形県・気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、出水規模が大規模化、高頻度化している状況において、被害を軽減させる取組が求められている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図を作成・公表し、ハザードマップにより避難所等を指定し周知している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線・防災ラジオや広報車等の複数の伝達方法により住民への周知、河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて提供している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険水位等を設定している河川においても、避難指示の発令対象区域、発令判断基準について、住民の認識不足が懸念される。また、危険水位等設定河川以外の河川では、避難指示の発令対象区域、発令判断基準が定められていない。</li> </ul>	

■ 課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等を適切なタイミングで発表し、住民に水位等の防災情報を十分認知してもらう必要がある。</li> <li>時間的余裕が無い中で、避難時の安全確保にも留意した上での確かな避難指示等の発令を行う必要がある。</li> <li>河川管理者、気象台は、自治体の確かな避難指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。</li> </ul>	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模出水時において住民が的確な避難行動を取ることができるように、河川管理者、防災担当者が取るべき行動と、適切な情報提供について事前に計画する必要がある。</li> </ul>	4
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織や住民自身が河川、防災情報の内容や使い方を理解し、それに基づいた確かな避難行動を取れるように、住民の防災力向上が必要である。</li> </ul>	5
<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市町への避難の検討が必要である。</li> <li>コロナ禍での分散避難を推進すると共に、避難所受入人数や安全な避難経路の確認が必要である。</li> </ul>	6
<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップが住民に定着しているか不安がある。</li> </ul>	7
<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間や降雨時など窓を閉めた場合、防災行政無線が聞こえないことを踏まえ、多様な情報伝達手段を整備する必要がある。</li> </ul>	8
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険性や避難の必要性が分かる情報提供が必要である。</li> </ul>	9
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険水位等設定河川以外の河川について、高齢者等避難、避難指示の発令対象区域、発令判断基準についての情報共有・連携を進める必要がある。</li> </ul>	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の実施に対する支援が必要である。</li> </ul>	11
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織などと連携して、避難行動要支援者の避難誘導體制を整備する必要がある。</li> </ul>	12
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の避難について、住民、関係機関が連携した、より実践的な避難訓練の実施方法の検討が必要である。</li> </ul>	13



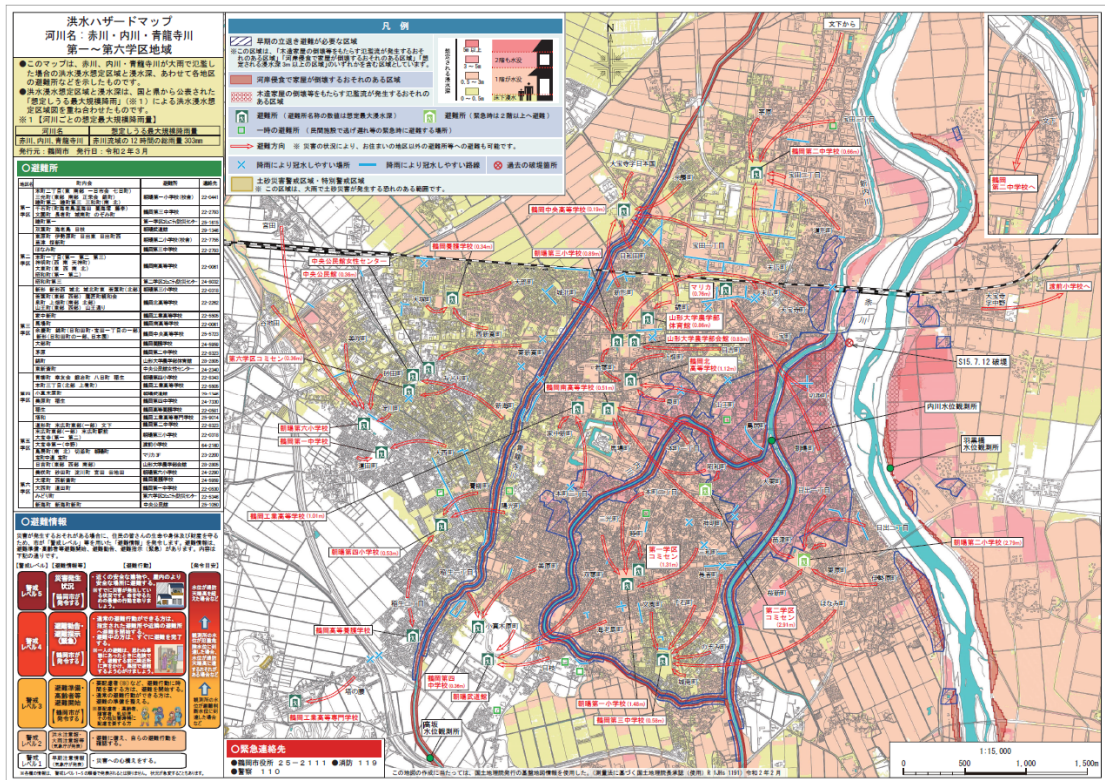
防災情報を伝達する防災行政無線



デジタル放送での河川情報の配信



洪水情報のプッシュ型配信の実施



想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップの作成

### ③ 水防に関する現状と課題

□ 現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団員へは防災メール等により水位等の情報提供を実施している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、自治体、水防団、住民等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。</li> <li>出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</li> <li>県管理河川では、重要水防箇所の合同巡視を行っていない。</li> </ul>	

■ 課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時、水防団員にどこまで情報が伝わっているか把握していないため、連絡体制の再確認が必要である。</li> <li>水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保、重要水防箇所に関する情報の共有、伝達訓練の実施が必要である。</li> </ul>	14
<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団員の安全確保が必要である。(巡視に係る安全器具等の配備も含む)</li> <li>県管理区間の重要水防箇所の位置や状況を把握するため、河川管理者、自治体、水防団、住民等との合同巡視が必要である。</li> </ul>	15
<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄している水防資機材・装備の定期的な点検、整備が必要である。</li> </ul>	16



最上川での水防活動(釜段工)



河川管理者による河川巡視の状況



④ 氾濫水の排水、施設運用に関する現状と課題

□ 現状

- ・ 排水ポンプ車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。

■ 課題

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ・ 排水樋管への排水ポンプ等の配置計画が必要である。         | 17 |
| ・ 水門を閉めた際、操作状況を住民へ周知する必要がある。       | 18 |
| ・ 復旧や生活再建のため、浸水をできる限り早期に解消する必要がある。 | 19 |



排水ポンプ車による内水排除状況

⑤ その他

□ 現状

- ・ 自治体の災害復旧経験者が不足している。
- ・ 県を通じて災害情報の共有が図られている。

■ 課題

- |                                                                      |    |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| ・ 自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための支援・育成体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有する取組を継続する必要がある。 | 20 |
|----------------------------------------------------------------------|----|

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年で達成すべき目標】

山形県の二級河川は、拡散的に氾濫する低平地の庄内平野を貫流する河川と山地が海岸線まで迫る水位上昇が早い急流河川があり、甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあることから、平成30年8月、令和2年7月豪雨等の教訓を踏まえ、二級河川で発生しうる大規模水害※に対して命を守る・庄内地方を守るため「避ける、防ぐ、取り返す」ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。

○避けるとは…… 流域住民が主体的に水害リスクを把握し、水害から自ら避ける行動をとることを促し、命を守る取組

○防ぐとは…… 地域の氾濫被害の防止や軽減を図り、堤防決壊を少しでも遅らせ避難時間を確保する取組

○取り返すとは…… 堤防決壊により、広範囲な浸水被害となるため、1日でも早い日常生活を取り返すための取組

※大規模水害…… 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

### 【目標達成に向けた3本柱】

- ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組
- ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組
- ③一日も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化の取組



## 6. 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

### ① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーション

#### ■ 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・ 災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する事態を想定した対策の実施および情報伝達システムの複数化を検討	1	継続	鶴岡市 酒田市
・ 既存ダムの洪水調節機能強化	2	継続	山形県



約 2.5m の架台の上に設置した非常用電源装置



令和2年5月29日  
東北地方整備局

### 既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が1.5倍に～

東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙を踏まえ、1級河川12水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。

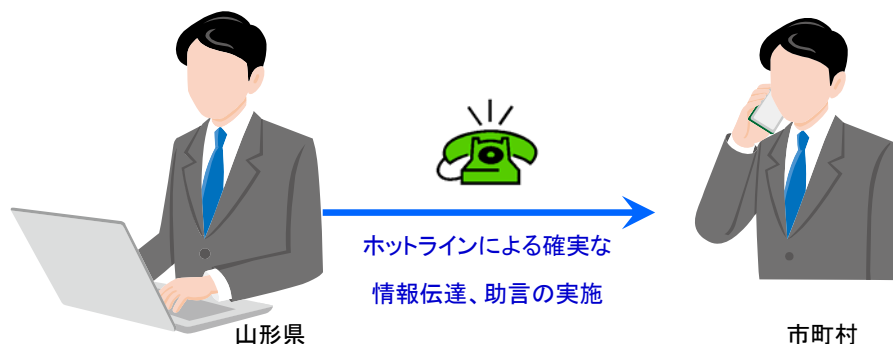
治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ1.5倍となります。

今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。

### 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた治水協定の締結

■情報伝達、避難計画等に関する取組(1)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼河川情報や防災情報の提供と充実</b>			
・ ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言及びホットラインの活用	3	継続	全市町 山形県 気象台
・ スマートフォンを活用した洪水予報等、リアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・機能向上、住民へのPR	3、8、9	継続	酒田市 山形県 気象台
・ 線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	3	継続	気象台



■情報伝達、避難計画等に関する取組(2)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼多様な手段による住民への確実な避難情報等の伝達</b>			
・ 防災ラジオ等の頒布拡大	8	継続	酒田市
・ 民間企業との災害時の情報発信に関する協定締結	8	継続	全市町
・ 各種 SNS での防災情報の発信	8	継続	酒田市
・ 既存の情報伝達手段以外の確保、充実	8	継続	鶴岡市



自治会長へ緊急情報を伝達する防災ラジオ



既存の情報伝達手段以外の確保、充実

■情報伝達、避難計画等に関する取組(3)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼タイムラインの見直し、活用</b>			
・ 避難情報着目型タイムラインの見直し、活用	4	継続	全市町
・ 水害タイムラインの整備、活用	4	継続	全市町
・ マイ・タイムライン作成支援、普及促進	5	継続	全市町



マイ・タイムライン作成講習会の様子



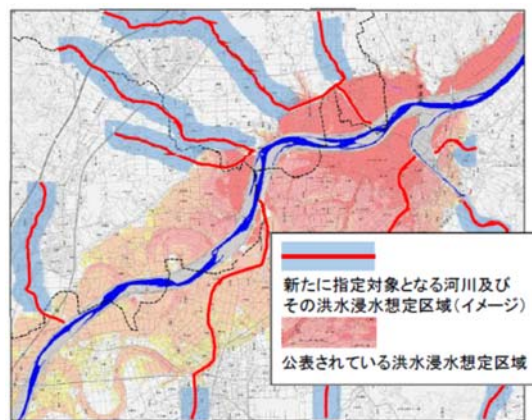
水害タイムライン策定会議

■情報伝達、避難計画等に関する取組(4)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼ハザードマップの見直し、活用</b>			
・ 想定最大規模の洪水でのハザードマップの見直し、活用	7、9	継続	全市町
・ その他河川(洪水予報河川、水位周知河川以外)の浸水想定区域図の作成、公表	7、9	R4年度から 順次実施	山形県



ため池ハザードマップの作成



指定対象河川の拡大イメージ




■情報伝達、避難計画等に関する取組(5)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼洪水予報・水位周知河川以外への避難指示発令の検討</b>			
・危険水位等設定河川以外の河川について、避難指示の発令基準・区域の設定検討	10	継続	全市町
<b>▼避難計画(広域避難、分散避難を含む)の検討</b>			
・近隣市町との避難に関する検討・調整	6	継続	酒田市 遊佐町
・コロナ禍での分散避難の推進 ・避難先や避難経路等の事前調査	6	継続	全市町
<b>▼避難確保計画の作成促進</b>			
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	11	継続	全市町 山形県



避難確保計画作成講習会の開催

避難所以外の避難先の例

避難先の例	避難の仕方
<b>自宅</b> (在宅・垂直避難)  2階に避難	被害が少ない、倒壊等の恐れがない場合は自宅や車庫、作業場などを避難先として利用する。
<b>自動車</b> (車中避難)  車で避難	洪水時に浸水の恐れがない一時避難場所(イオン三川店屋上駐車場、庄内空港緑地公園)や、避難所敷地内の駐車場で、自身の車を避難先として利用する。
<b>親戚宅等</b>  困ったときはお互い様	建物の倒壊や洪水時に浸水の恐れがない安全な地域の親戚や友人のお宅に避難する。

分散避難の呼びかけ、周知



■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組(1)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有</b>			
・ トップセミナーの実施	3	継続	全市町 山形県
・ 地域住民との共同点検の実施	9	継続	全市町
・ 防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有	5、7、9	継続	全市町 山形県 気象台
<b>▼防災教育及び人材育成等の実施</b>			
・ 小中学校等における出前講座、水害教育の実施	5、7	継続	全市町 山形県 気象台
・ 自主防災組織の人材育成、防災講習会	5、12	継続	遊佐町 気象台



首長への危機管理トップセミナー



地域住民との合同点検



自主防災組織研修会



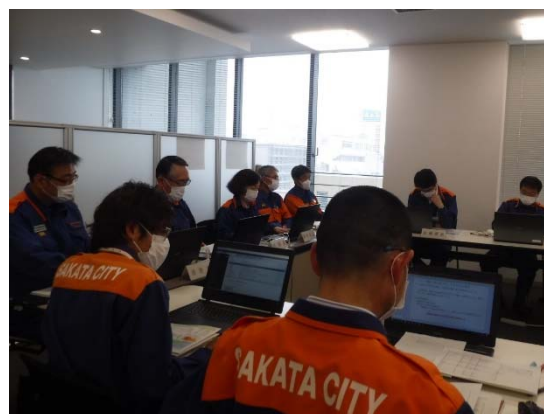
防災朝会の実施

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組(2)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼防災訓練、避難訓練等の実施</b>			
・ 避難行動要支援者等の避難訓練及び訓練への支援(避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の訓練支援含む)	11、12	継続	全市町 山形県 気象台
・ 避難情報着目型タイムラインを活用した洪水対応演習	3、4	継続	鶴岡市 酒田市 山形県 気象台
・ 自治体で実施する各種防災訓練	11	継続	全市町 気象台



豪雨・風水害による洪水を想定した  
要配慮者等の避難誘導訓練



最上川の決壊を想定した防災訓練



② 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・ 水防団員の安全確保を十分に行った上での洪水時の巡視、及び水防活動の連絡、実施体制の検討・構築	14、15	継続	全市町
・ 近隣水防団間の情報の共有	14	継続	全市町
・ 重要水防箇所及び水防資機材の合同巡視・点検	15、16	継続	全市町 山形県
・ 水防訓練・水防講習会の定期的な開催	15	継続	全市町 山形県
<b>▼備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施</b>			
・ 備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施	16	継続	全市町 山形県
・ 自主防災組織資機材等整備に対する補助	16	継続	酒田市 遊佐町
・ 町内会や個人への土のう配布	16	継続	鶴岡市 酒田市
・ 土のうステーションの確保	16	継続	遊佐町



水防訓練の実施



重要水防箇所合同巡視

③ 一日も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化

■ 排水活動の強化、施設運用に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・ 排水施設操作状況の情報共有と地域住民等への情報提供方法の検討、構築	18	継続	全市町
・ 排水ポンプ訓練の実施	17	継続	山形県
・ 災害時の建設業組合との排水ポンプ連携体制構築	19	継続	鶴岡市



排水ポンプ訓練

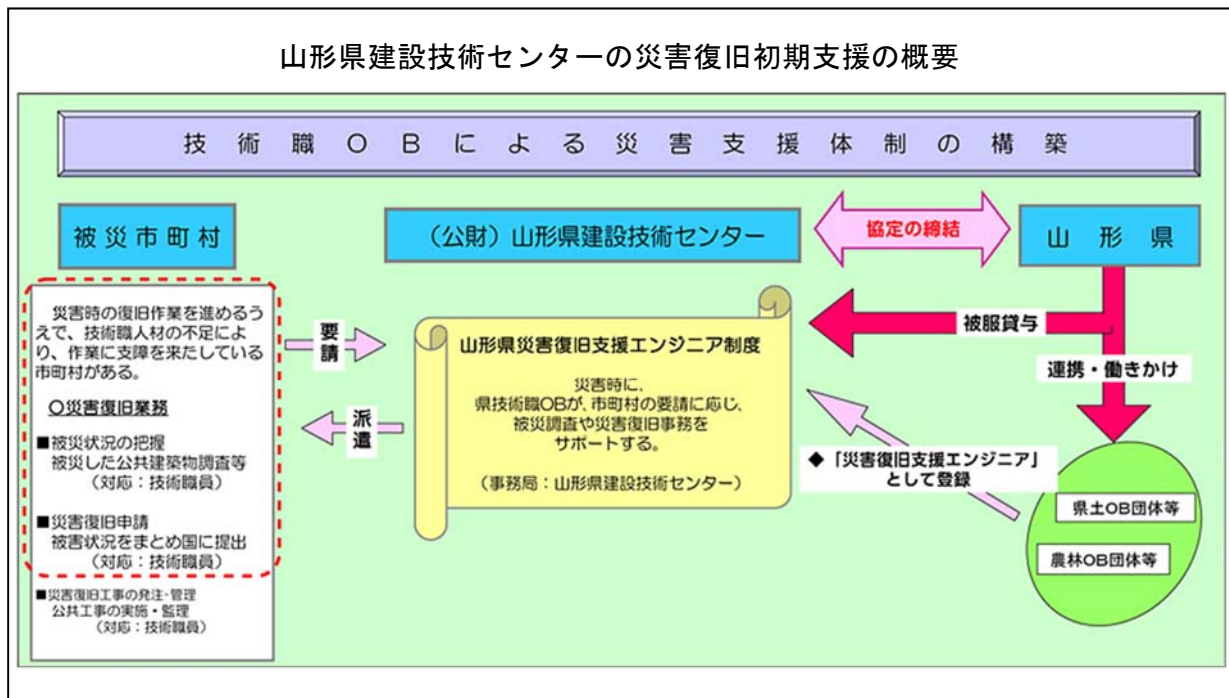
④ その他

■ 減災・防災に関する支援

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼災害時及び災害復旧に対する支援</b>			
・ 支援体制の強化および災害情報の共有	20	継続	全市町 山形県 気象台
・ JETT(ジェット:気象庁防災対応支援チーム)派遣	20	継続	気象台



リエゾン派遣状況



## 7. フォローアップ

---

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国を取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。

なお、各構成機関の取組については、各々が策定主体となる防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むものとする。

(附則)

平成29年11月27日 作成

令和4年11月10日 改定

令和5年7月31日 改定